

【取扱い厳重注意】

219

平成23年12月12日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 神藤正嗣

平成23年10月27日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府原子力被災者生活支援チーム 放射線班長 茶山秀一

(文部科学省科学技術政策研究所第1・第2調査研究グループ 総括上席研究官)

2 聴取日時

平成23年10月27日午前10時2分から午前10時48分まで

3 聴取場所

経済産業省別館 地下1階多目的室B

4 聴取者

事務局 神藤正嗣

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

下水処理汚泥等の処理基準について(別紙のとおり)

第3 特記事項

なし

以上

【取扱い嚴重注意】

別 紙

1. 被聴取者の身分

私は、4月4日から、内閣府原子力被災者生活支援チームの放射線班長として業務に当たっている。

2. 下水処理汚泥の埋立てに関する基準について

原子力災害対策本部では、これまで、下水汚泥の処理について、目安となる基準値を示してきたが、6月16日、原子力災害対策本部が出した放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方（以下「処理指針」という。）の中では、8,000 Bq/kg以下、8,000 Bq/kg超 100,000 Bq/kg以下、100,000 Bq/kg超の三段階で処理の方法を分けた。

8,000 Bq/kgという数値は、それ以下の物であれば、埋立てに携わる作業員の被ばく線量が年間 1m Svに達しない値であり、処理指針では居住等に用いないことを条件に埋立処分を認めている。

100,000 Bq/kgという数値は、それ以下の物であれば、埋め立てたとしても、居住等の用途に用いないことにより一般住民の被ばく量が年間 10μ Svを下回る値で、さらに処分場の管理期間（50年間）を終了した後には、その上に住んでも、掘り返したり、井戸水を飲んだりしても年間 10μ Svを超えないように設定した値である。8,000 Bq/kg超 100,000 Bq/kg以下のものについては、個別に安全性を評価し、長期的な管理方法を検討した上で、埋立処分を可能とし、100,000 Bq/kgを超えるものについては、この時点では、放射線を遮へいできる施設で保管することとした。

処理指針では、再利用について、セシウム 134 の場合には 100 Bq/kg以下である場合に可能としているが、これはクリアランスレベルという放射性物質として扱わなくてもよいという値である。このクリアランスレベルは炉規法を受けた経済産業省令により核種毎に定められている。それぞれの核種ごとの値も再利用品を利用することにより、 10μ Sv/年を超えないように設定した。